

置を含む。）の映像面に正しく表示されてい
ないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等
(発信者情報の開示請求)

第五條 特定電気通信による情報の流通によつて
自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定
電気通信の用に供される特定電気通信設備を用
いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定
電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害
に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発
信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るもの
として総務省令で定めるものをいう。)以下この
項及び第十五条第二項において同じ。)以外の
発信者情報については第一号及び第二号のいづ
れにも該当するときは、特定発信者情報につ
いては次の各号のいづれにも該当するときは、そ
れぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によ
つて当該開示の請求をする者の権利が侵害さ
れたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者
の損害賠償請求権の行使のために必要である
場合その他当該発信者情報の開示を受けるべ
き正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいづれかに該当するこ
と。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利
の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者
情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する
当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外
の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外
の発信者情報であつて総務省令で定めるも
のみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信
者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役
務提供者を特定するために用いることが
できる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定
により開示を受けた発信者情報(特定発信
者情報を除く。)によつては当該開示の請
求に係る侵害情報の発信者を特定すること
ができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によつて自己
の権利を侵害されたとする者は、次の各号のい

ずれにも該当するときは、当該特定電気通信に
係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備
を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定
電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役
務提供者である者を除く。以下この項において
「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、
当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵
害関連通信に係る発信者情報の開示を請求する
ことができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によ
つて当該開示の請求をする者の権利が侵害さ
れたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者
の損害賠償請求権の行使のために必要である
場合その他当該発信者情報の開示を受けるべ
き正当な理由があるとき。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵
害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特
定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了
するために行つた当該特定電気通信に係る
識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気
通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務
の提供を受けることができる者を他の者と区別
して識別するために用いる文字、番号、記号そ
の他の符号をいう。)その他の符号の電気通信
による送信であつて、当該侵害情報の発信者を
特定するために必要な範囲内であるものとして
総務省令で定めるものをいう。

第六條 開示関係役務提供者は、前条第一項又は
第二項の規定による開示の請求を受けたときは
は、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と
連絡することができる場合その他特別の事情
がある場合を除き、当該開示の請求に応じるか
どうかについて当該発信者の意見(当該開示の
請求に応じべきでない旨の意見である場合に
は、その理由を含む。)を聴かなければならな
い。

(開示関係役務提供者の義務等)

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令
を受けたときは、前項の規定による意見の聴取
(当該発信者情報開示命令に係るものに限り。
)において前条第一項又は第二項の規定による開
示の請求に応じべきでない旨の意見を述べた
当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信
者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければな
らない。ただし、当該発信者に対し通知するこ
とが困難であるときは、この限りでない。

3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項(第
二号に係る部分に限る。)の規定による命令に
受けた他の開示関係役務提供者から当該命令に
よる発信者情報の提供を受けたときは、当該発
信者情報を、その保有する発信者情報(当該提
供に係る侵害情報に係るものに限り。)を特定
する目的以外に使用してはならない。

4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二
項の規定による開示の請求に応じないことによ
り当該開示の請求をした者に生じた損害につ
いては、故意又は重大な過失がある場合でなけ
れば、賠償の責めに任じない。ただし、当該開
示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害
情報の発信者である場合は、この限りでない。
(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七條 第五條第一項又は第二項の規定により発
信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報
をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係
る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為を
してはならない。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する
裁判手続

第八條 裁判所は、特定電気通信による情報の流
通によつて自己の権利を侵害されたとする者の
申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る
開示関係役務提供者に対し、第五條第一項又は
第二項の規定による請求に基づく発信者情報の
開示を命ずることができる。

(日本の裁判所の管轄権)
第九條 裁判所は、発信者情報開示命令の申立て
について、次の各号のいづれかに該当するときは
は、管轄権を有する。
一 人を相手方とする場合において、次のイか
らハまでのいづれかに該当するとき。
イ 相手方の住所又は居所が日本国内にある
とき。
ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない
場合又はその住所及び居所が知れない場合
において、当該相手方が申立て前に日本国
内に住所を有していたとき(日本国内に最
後に住所を有していた後に外国に住所を有
していたときを除く。)
ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の
裁判権からの免除を享有する日本人を相手
方とするとき。
二 法人その他の社団又は財団を相手方とする
場合において、次のイ又はロのいづれかに該
当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本
国内にあるとき。
ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本
国内にない場合において、次の(1)又は
(2)のいづれかに該当するとき。
(1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本
国内にある場合において、申立てが当該
事務所又は営業所における業務に関する
ものであるとき。
(2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が
日本国内にない場合又はその事務所若し
くは営業所の所在地が知れない場合にお
いて、代表者その他の主たる業務担当者
の住所が日本国内にあるとき。
三 前二号に掲げるもののほか、日本において
事業を行う者(日本において取引を継続して
する外国会社(会社法(平成十七年法律第八
十六号)第二条第二号に規定する外国会社を
いう。)を含む。)を相手方とする場合にお
いて、申立てが当該相手方の日本における業務
に関するものであるとき。
2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意に
より、いづれの国の裁判所に発信者情報開示命
令の申立てをすることができるかにして定め
ることができる。
3 前項の合意は、書面で行なわれれば、その効力
を生じない。
4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記
録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚に
よつては認識することができない方式で作られ
る記録であつて、電子計算機による情報処理の
用に供されるものをいう。)によつてされたこ
とときは、その合意は、書面によつてされたもの
とみなして、前項の規定を適用する。
5 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申
立てをすることができる旨の第二項の合意は、
その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うこ
とができないときは、これを援用することがで
きない。
6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てにつ
いて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権
を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ
申立てをすることができる旨の第二項の合意に
基づき申立てがされた場合を除く。)において
も、事案の性質、手続の進行による相手方の負
担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮し

2 特定電気通信による情報の流通によつて自己
の権利を侵害されたとする者は、次の各号のい
ずれにも該当するときは、当該特定電気通信に
係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備
を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定
電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役
務提供者である者を除く。以下この項において
「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、
当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵
害関連通信に係る発信者情報の開示を請求する
ことができる。

て、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあった時を標準として定める。
(管轄)

第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
一 人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地（相手方の住所が日本国内にないときはその住所が知れないときはその居所の所在地とし、その居所が日本国内にないときは又はその居所が知れないときは最後の住所の所在地とする。）
二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権から免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定められないとき 最高裁判所規則で定める地
三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地（当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。）
イ 申立てが相手方の事務所又は営業所（イに掲げるものを除く。）における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所

2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定められないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。
一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

4 前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作権についての著作物の権利を侵害したとされる者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。
一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

6 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。
7 前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係業務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。
一 当該他の開示関係業務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件
二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件
(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)

第十一条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならぬ。

は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

3 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。
(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
第十三条 発信者情報開示命令の申立て（発信者情報開示命令の申立ての取下げ）
6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。
(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係業務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。
一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認め

は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

3 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。
(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。
6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。
(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係業務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。
一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認め

るときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」とい）前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報
当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。

二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

4 提供命令の申立ては、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができることとなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の

申立てに係るものに限る。）を消去してはならない旨を命ずることができ、

2 前項の規定による命令（以下この条において「消去禁止命令」という。）の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章（第三百三十三條の二第五項及び第六項並びに第三百三十三條の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三條第一項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人という。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは、「発信者情報開示命令事件（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「中」とあるのは、「の記録中」と、「に」について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等という。以下この章において同じ。）」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面」とあるのは、「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは、「当該書面」と、「又は電磁的記録」とあるのは、「当該書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「その他これ

に類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは、「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替へるものとする。

（非訟事件手続法の適用除外）

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

第十九条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

第二十條 大規模特定電気通信役務提供者の指定

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じ総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で

に類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは、「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは、「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替へるものとする。

（非訟事件手続法の適用除外）

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

第十九条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

第二十條 大規模特定電気通信役務提供者の指定

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じ総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で

定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に於いて総務省令で定める数を超えらるること。

二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定のものに対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれのない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によつては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

（大規模特定電気通信役務提供者による届出）

第二十一条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第二十二条 大規模特定電気通信役務提供者（前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。
二 申出を行うおととする者に過重な負担を課するものでないこと。

三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者（第二十五条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。
（侵害情報に係る調査の実施）

第二十三条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従つて侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつたときは、当該申出に係る侵害情報の流通によつて当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

（侵害情報調査専門員）

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供

する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に於いて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあっては、それぞれの当該大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に於いて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。（申出者に対する通知）

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があつたときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
一 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨
二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかつたとき その旨及びその理由

2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれかに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由）を申出者に通知しなければならない。
一 第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき
二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき
三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用し

て行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができ。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。
二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であつて、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。
2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たつては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものであるよう努めなければならない。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。
3 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従つて送信防止措置を講じた情報の事例

のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

(発信者に対する通知等の措置)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置(第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。)を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。
二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

(措置の実施状況等の公表)

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条の申出の受付の状況
二 第二十五条の規定による通知の実施状況
三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
四 送信防止措置の実施状況(前三号に掲げる事項を除く。)

五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価

六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

(報告の徴収)

第二十九条 総務大臣は、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(勧告及び命令)

第三十条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二條、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反しているとき、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(送達すべき書類)

第三十一条 第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第三十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第百条第一項、第百一条、第百二條の二、第百三条、第百五条、第百六條及び第百八條の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「総務大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第三十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるとき場合
三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けようとする者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

(電子情報処理組織の使用)

第三十四条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三十一条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第三十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して総務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六章 罰則

第三十五条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十五条又は前条第一号 一億円以下の罰金刑
二 前条第二号 同条の罰金刑

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

附則(平成二五年四月二六日法律第一〇号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第百四十二條の四第二項、第四項及び第五項(第二項及び第五項にあつては、通知に係る部分に限る。)、第百五十二條、第二百二十九條並びに第二百七十一條の六の規定を除く。)、及び附則第六條の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。))以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則(令和三年四月二八日法律第二七号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(発信者の意見の聴取に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法

律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に、「秘匿決定を求め申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求め申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等を行うことの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第五十六条の改正規定、同法第四百五十七條第四項の改正規定、同法第四百六十一条第一項の改正規定、同法第四百六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十五条第一号の改正規定、同法第四百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第四百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第四百六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律

第三百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

附 則（令和六年五月一七日法律第二五二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という。）の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（次条において「新法」という。）第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは「旨を」と、「掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする

ことができる状態に置く措置をとる」とあるのは「掲示する」と、同条第三項中「措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。